

## 令和5年度 補助金等ヒアリングシート

基本情報					
番号	11	課・係名	農政課 振興係	補助開始年度	平成16年度
補助金等の名称	小規模土地改良事業補助金				
交付要綱等の名称	印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱				
	終了年限の有無 (有(令和8年度廃止予定))				
要綱に規定する 交付対象	市内在住で、現に農業経営を営んでおり、引き続き市内において農業経営を継続する意思のある者及び土地改良区				
根拠となる 市の計画等名	印西市第3次実施計画(農業生産基盤の整備)				
補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記)	1. 国補助 2. 県補助 3. 単独 4. 市単独上乗せ				

団体に補助 している場合記入 ⇒ ※個人に補助して いる場合は不要	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)	設立年月日	構成人数
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無(無)		

決算の状況	※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。		
-------	---------------------------------------	--	--

		令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額	
歳入	市補助金	5,156,652	5,210,000	5,640,000	
	内訳	国庫補助金			
		県補助金			
		その他			
		一般財源	5,156,652	5,210,000	5,640,000
	会費				
	事業収入				
	その他	7,628,901	8,540,484	5,640,000	
	合計	12,785,553	13,750,484	11,280,000	
歳出	人件費				
	事務費				
	事業費	12,785,553	13,750,484	11,280,000	
	その他				
	合計	12,785,553	13,750,484	11,280,000	
翌年度繰越金					

### 近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	事業費の1/2以内	50,000円/10a
佐倉市	事業費の1/2以内(R4年度まで実施)	50,000円/10a
四街道市	暗渠管1m当たり1,800円以内	上限なし
八街市	なし	なし
富里市	・30%以内（土地基盤（区画整理、用排水等）の整備） ・96%以内（土地改良区が管理する幹線排水路の補修）	上限なし
白井市	なし	なし

### 担当課としての該当の補助事業への評価

↓該当するものに○

経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	○
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適当ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	

**補助の状況** ※補助金等について、できるだけ具体的に記入してください。

分類	質問事項
目的 必要性	<p>①補助事業の目的について記入してください。</p> <p>市内農家（経営体）が効率的かつ意欲的に高生産性農業に取り組めるように、用排水施設等の整備、暗渠排水施設の整備等を支援し、遊休化する農地の防止及び優良農地の確保を図るとともに、耕作しにくい水田等をより良い営農環境にすることで、市内農家（経営体）の負担を減らし、高齢化対策及び離農防止を図る。また、土地改良区が実施する農業用排水施設等の整備を支援し、農業生産基盤の拡充を図る。</p>
必要性	<p>②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。</p> <p>個人分300万円（暗渠排水施設の整備 400,000円×1/2×15件=3,000,000円） 土地改良区分264万円（印旛沼土地改良区1,509,000円、手賀沼土地改良区657,000円、木下土地改良区473,000円）</p>
必要性	<p>③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。</p> <p>【令和4年度】個人3,000,000円 13件、土地改良区2,210,000円 【令和3年度】個人2,946,652円 14件、土地改良区2,210,000円 【令和2年度】個人2,918,321円 12件、土地改良区2,210,000円 【令和元年度】個人 729,984円 6件、土地改良区 0円</p>
公益性	<p>④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。</p> <p>公益性のある分野（ブルダウン） <b>産業や観光の発展に寄与するもの</b></p> <p>当該事業の活用により市内農地の生産性の向上、用排水路等の農業生産基盤の拡充が図られ、遊休農地化の防止及び優良農地の確保が図れた。</p>
公益性	<p>⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。）</p> <p>過去4年間で約16haの農地の整備が図られた。また、土地改良区においては、用排水施設等の農業生産基盤の整備が図られている。</p>
将来性	<p>⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上等どの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。</p> <p>市内農家（経営体）が効率的かつ意欲的に高生産性農業に取り組めるように、小区画耕作地の集約などの、小規模区画整理事業に対する支援について検討していく。</p>
将来性	<p>⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。</p>
将来性	<p>⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。</p> <p>補助要件について、下限面積10a及び事業費10万円以上の要件を廃止。 補助率について、暗渠排水等事業費に対して1/2以内を、事業費の1/2以内の額、または1mあたりの単価（委託1,000円・自力施行500円）を乗じた額のいずれか低い額とした。補助対象について、農地の整地に対する補助を廃止。補助対象者に、土地改良区を追加。</p>
その他	<p>⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。</p>
今後の方向性	<p>1. 拡大して継続    2. 現状維持で継続    3. 縮小して継続    4. 整理統合    5. 廃止</p>
方向性についての理由	<p>引き続き農業生産基盤である農地の基盤整備の拡充を推進するとともに、農業生産の向上を図り、優良農地の確保、農地の保全に繋げていきたいと考えることから、現状維持で継続していく。</p>

印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱（令和5年4月1日告示第91号）

最終改正:

改正内容:令和5年4月1日告示第91号 [令和5年4月1日]

○印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱

令和5年4月1日告示第91号

印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、市における農業生産基盤の整備の拡充及び農業生産の向上を図るため、農業者又は土地改良区が行う小規模土地改良事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する印西市小規模土地改良事業補助金について、印西市補助金等交付規則(昭和53年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる農業者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に農業経営を営んでおり、今後も引き続き市内において農業経営を継続する意思がある者
- (2) 市税を滞納していない者(同一世帯の者を含む。)
- (3) 印西市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条第3号の暴力団員等でない者
- (4) 市の住民基本台帳に記録されている者(法人その他の団体(以下「法人等」という。))にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有する者)

2 前項のほか、補助金の交付対象となる土地改良区は、印旛沼土地改良区、千葉県手賀沼土地改良区及び木下土地改良区とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付対象事業は、市内において、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により指定された区域において自らが管理する農業用施設又は農地で実施する事業とする。

2 補助金の交付対象となる経費及びこれらに対する補助率等は別表のとおりとする。

3 事業の施行は、農業者又は各土地改良区単独によるもののほか、複数の農業者による共同施工(以下「共同施工」という。)もできるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小規模土地改良事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算(決算)書(別記第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請が適当であると認めるときは、小規模土地改良事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事業の着工等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定通知を受けた後に着工するものとし、交付決定の日が属する年度内に事業を完了しなければならない。

(事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業の内容を変更しようとするとき、中止又は廃止しようとするときは、小規模土地改良事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書(別記第6号様式)
- (2) 収支予算(決算)書(別記第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請を承認したときは、小規模土地改良事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(別記第7号様式)により、当該事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、小規模土地改良事業補助金実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなくてはならない。

(1) 事業計画(実績)書(別記第2号様式)

(2) 収支予算(決算)書(別記第3号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、補助事業等の実績報告を受けた場合においては、提出された書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められた場合は、当該補助金の交付額を確定し、小規模土地改良事業補助金確定通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、小規模土地改良事業補助金交付請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、内容を審査し、適当であると認められた時は、速やかに補助金を交付するものとする。

(用途の制限等)

第12条 補助事業者は、事業を実施した施設等について、耐用年数に相当する期間は適正に使用しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定に違反した補助事業者に、補助金の返還を求めることができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表(第3条)

対象	経費	補助額等	
農業者	暗渠排水施設の新設又は改良に要する経費	委託	次のいずれかの低い額 ただし、50万円を限度額とする。 ・1メートルあたり1000円 ・対象事業費の2分の1以内の額
		自力施工	次のいずれかの低い額 ただし、25万円を限度額とする。 ・1メートルあたり500円 ・対象事業費の2分の1以内の額
	農業揚水施設の整備(新規設置に限る)及び用排水施設の整備に要する経費	単独施工 ・農地の面積が30アール以上であって事業費が10万円以上	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、50万円を上限とする。
		共同施工 ・農地の面積が50アール以上であって事業費が10万円以上	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、70万円を上限とする。
土地改良区	農業用排水施設の補修及び浚渫に要する経費	委託及び自力施工	補助対象経費の2分の1以内の額

## 小規模土地改良事業補助金交付申請書

(あて先) 印西市長

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市小規模土地改良事業補助金の交付を受けたいので、印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
所要経費総額のうち補助対象となる経費	円
申請者の同意	私は、交付審査に対する審査のため、市に納付すべき市税等の納付状況について確認されることを承諾します。 (自署) 氏名
算出根拠	

## 事業計画(実績)書

施行目的	
事業名	
施工場所	
事業内容	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業総額	円
対象経費	円
施工方法	委託・自力施工  住所  業者名
添付書類	位置図、工事内容図面、見積書の写し、現況写真、その他
備考	

※事業実績の場合、添付書類については、当初から変更のあった書類のみ提出すること。



## 収支予算(決算)書

## 1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	(決算額)	比較		備考
			増	減	
市補助金					
自己資金					
合計					

## 2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	(決算額)	比較		備考
			増	減	
合計					

第4号様式(第5条)

小規模土地改良事業補助金交付決定通知書

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市長



年 月 日付けで申請のあった印西市小規模土地改良事業補助金の交付について次のとおり決定したので、印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

経費所要総額のうち 補助対象となる経費		円
交付決定額		円
交付予定時期		
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には市長の承認を受けること。</li><li>2 補助事業の内容の変更をする場合には市長の承認を受けること。</li><li>3 補助事業を中止又は廃止する場合には市長の承認を受けること。</li><li>4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には市長に報告し指示を受けること。</li><li>5 補助金の交付目的以外に使用した場合又は経費が補助金に満たない場合には補助金の全部又は一部を返還させること。</li></ol>	

## 小規模土地改良事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

（あて先）印西市長

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市小規模土地改良事業補助金について、次のとおり変更・中止・廃止したいので、印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
変更申請額			
既申請額			
理由			

## 事業変更計画書

施行目的	
事業名	
施工場所	
事業内容	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業総額	円
対象経費	円
施工方法	直営・請負  住所  業者名
添付書類	位置図、工事内容図面、見積書の写し、現況写真、その他
備考	

## 小規模土地改良事業補助金（変更・中止・廃止）決定通知書

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市長



年 月 日付け 第 号で通知した補助金等の交付の決定を次のとおり変更したので、印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

変更の内容	経費所要総額のうち補助対象となる経費	(変更後)	円
		(変更前)	円
		(増減額)	円
	交付決定額	(変更後)	円
		(変更前)	円
		(増減額)	円
	交付予定時期		
	交付条件		
	備考		

## 小規模土地改良事業補助金実績報告書

(あて先) 印西市長

住所

申請者 氏名

連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった印西市小規模土地改良事業補助金について、印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱第8条の規定により、実施状況を次のとおり報告します。

事業名	
交付決定額	円
施工場所	
事業内容	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業費	
事業の状況	
備考	

小規模土地改良事業補助金確定通知書

住所  
申請者 氏名

連絡先

印西市長



年 月 日付けで変更のあった印西市小規模土地改良事業補助金の交付について次のとおり補助金の額を確定したので、印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
交付確定額		円	



小規模土地改良事業補助金交付請求書

(あて先) 印西市長

住所  
申請者 氏名

印

連絡先

印西市小規模土地改良事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	印西農政指令第 号
交付決定額		金	円
交付確定額		金	円
請求額		金	円
添付書類		1 補助金等確定通知書の写し 2 その他 ( )	
振込み先希望金融機関		金融機関名	
		口座番号等	
		口座名義人	-----